

春日市
アライグマ防除実施計画

令和元年6月策定
令和3年4月改訂

春日市

目次

1	本計画の策定に至った背景や目的	1
2	特定外来生物の種類	1
3	防除を行う区域	1
4	計画的防除を行う期間	1
5	春日市内における現状	1
6	防除の目標	2
7	防除の方法	2
8	被害の予防対策	4
9	普及啓発	4
10	合意形成等	5
11	モニタリング	5

資料

様式1：春日市アライグマ防除実施計画に基づく捕獲従事者台帳

様式2：春日市アライグマ防除実施計画に基づく捕獲従事者証

様式3：箱わな標識（例）

様式4：春日市アライグマ捕獲記録票

様式5：春日市アライグマ痕跡・目撃・被害情報一覧表

その他参考様式：箱わな危険表示版

1 本計画の策定に至った背景や目的

福岡県内では、農作物被害や捕獲個体数をみると、野生化したアライグマの生息分布が急速に拡大していることがうかがえる。

春日市内では、平成30年度に、アライグマが目撃されたことから、令和2年度にアライグマの捕獲を実施した。市を囲む周辺地域でも生息が確認されていることから、今後農畜産物の食害、家屋侵入の糞尿等による生活環境被害、生態系への被害の発生と増加が懸念されている。

春日市の場合、アライグマの被害を発生させないためには、アライグマの侵入や定着を阻止することが何よりも重要である。そのためには、アライグマに関する知識の普及や啓発、アライグマの出没が確認された際に早急に対応できるような適切な防除計画の立案や市民との協働による防除の実施などが必要となる。

本計画は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物の防除の確認を受け、アライグマの市内への侵入・定着防止を図ることを目的に策定する。

2 特定外来生物の種類

- (1) アライグマ（プロキュオン・ロトル *Procyon lotor*）
- (2) カニクイアライグマ（プロキュオン・カンクリヴォルス *Procyon cancrivorus*）

3 防除を行う区域

春日市全域

4 計画的防除を行う期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

計画策定日以降のできるだけ早い日程から、「プロキュオン・ロトル（アライグマ）の防除に関する件（平成17年農林水産省、環境省告示第九号）」、及び「カニクイアライグマの防除に関する件（平成18年農林水産省、環境省告示第三号）」で定める防除期間の終期までとする。

5 春日市内における現状

(1) 生息状況

平成30年度に同じ公園内で2回目撃された。平成30年度、令和元年度、及び令和2年度に目撃情報があり、合わせると10件以上の目撃情報がある。

(2) 被害状況

アライグマによるものと考えられる糞被害について情報が寄せられている。

(3) 捕獲状況

令和2年度に2頭を捕獲。

6 防除の目標

特定外来生物被害防止基本方針において「既に定着し被害を及ぼしている特定外来生物については、被害の程度と必要に応じて生態系からの完全排除、封じ込め等の防除を計画的かつ順応的に実施する。」とされております。春日市においても、生態系に係る被害及び農林水産業に係る被害を防止し、分布域の拡大抑制による、完全排除を最終目標とします。

7 防除の方法

(1) 情報収集

地域住民や関係団体などからアライグマの目撃・被害・捕獲に係る情報を幅広く収集し、分布状況の把握に努める。また、得られた情報は防除手法の検討や普及啓発などに活用するものとする。

(2) 捕獲の実施

① 防除の進め方

アライグマの侵入が確認された場合、春日市が実施主体となり、県、地域住民、関係団体等の協力を得ながら防除を実施する。

② 関係法令等の遵守

アライグマの捕獲には鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護法」という。）に基づく「捕獲許可」又は、「外来生物法」に基づく「特定外来生物の防除の確認」のいずれかの手続きが必要であることから、防除の実施に当たっては、鳥獣保護法や外来生物法等の関係法令を順守して行うものとする。

③ 捕獲従事者

捕獲に従事できる者（以下「捕獲従事者」という。）は、原則として鳥獣保護法による狩猟免許（わな猟免許）を有するものとする。

ただし、狩猟免許を有しない市担当職員や適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者（県、市、猟友会等が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習会を受講した者）についても捕獲従事者に含むものとする。

④ 捕獲従事者台帳の整備

春日市は捕獲従事者の氏名、住所、狩猟免許の番号等について記載した捕獲従事者台帳（様式1）を整備するものとする。

⑤ 捕獲従事者証の交付

捕獲従事者には、外来生物法に基づく防除を実施していることを証する捕獲従事者証（様式2）を交付し、捕獲を実施する際には携帯させるものとする。

⑥ 捕獲の方法及び設置場所

捕獲の方法は錯誤捕獲の防止、捕獲体制、捕獲時の安全性を勘案し、「箱わな」を用いて、アライグマの生息や被害が確認又は推定された地点周辺で設置を行うものとする。

また、設置する箱わなには、猟具ごとに、外来生物法に基づく防除である旨を記載した標識（様式3）に、防除実施者の住所、氏名、連絡先などを記載し装着等を行うものとする。

(3) 捕獲個体の処分

捕獲したアライグマは、動物愛護の観点から、できるだけ苦痛を与えない適切な方法で殺処分（安楽死）を行う。捕獲個体は個人的な持ち帰り及び野外への放置はしないものとし、殺処分後の個体については、市が指定する方法で速やかに処分する。このとき、捕獲従事者（防除従事者）が基本的にその処分に従事することになるが、動物の取扱いに慣れた民間業者に処分を依頼することも可能とする。

死亡が確認された後、体重の計測、頭胴長の計測、雄雌などの判定を行い、捕獲場所や日時とともにアライグマ捕獲記録票（様式4）に記録を行う。

(4) 捕獲に係る留意事項

① 錯誤捕獲の防止

目撃情報や被害情報の分析、足跡、糞、食痕等のフィールドサインの確認、あるいは侵入経路の把握等により、アライグマを捕獲できるように箱わなの適正な設置場所を判断するものとする。

また、原則として、箱わな設置場所を1日1回以上巡視し、アライグマ以外の動物が捕獲された場合には、速やかに放獣する。

② 事故の発生防止

箱わなを設置した場所の周辺で子どもが遊ぶことがないか等、周辺への安全確保を徹底し、事故防止の観点から必要に応じ、事前に関係地域住民へ周知するなどの対策を講じることとする。

③ 他の野生鳥獣の繁殖支障配慮

アライグマ以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。

④ わな餌の適正な使用

わなの設置に当たりアライグマの嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合には、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行うものとする。

⑤ 衛生管理

アライグマはアライグマ回虫、狂犬病、レプトスピラ症等の人獣共通感染症を保有している可能性があるため、噛まれたり爪で引っ搔かれたりされないように捕獲したアライグマの取扱いには十分に注意するものとする。

殺処分作業を行う際は皮手袋を着用するなど、十分な防備を行い実施する。また、個体及び個体の触れた捕獲器材等に素手で触れることのないよう留意する。

作業が終了した段階で、手指をアルコール等の消毒薬で十分殺菌し、使用後の箱わなについても洗浄、消毒を行う。

⑥ 捕獲個体の譲り受けと飼養

捕獲個体については、学術研究、展示、教育、その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく、飼養等の許可を得ている場合又は同法第4条第2号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことのできる場合に限り譲り渡すことができるものとする。

⑦ その他

鳥獣保護法第2条第5項に規定する狩猟期間（福岡県：11月15日から2月15日）及びその前後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤解されることのないよう適切に実施することとする。

また、鳥獣保護法第12条第1項第3号に規定する環境大臣が禁止する狩猟（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第10条第3項）による捕獲は行わないこととする。

8 被害の予防対策

人家周辺等にアライグマを近づけないために、自治会などを中心に、地域住民などの積極的な参画を得ながら、地域が協力して誘因の除去を実施する。

畑などの周辺の放棄作物の処分や生ごみ等の放置をしないなど、適正な環境管理を行うこととする。

また、防護柵やネットの設置等で、田畑や人家への侵入を防止する。それにより、アライグマによる被害の事前回避や軽減を図る。

9 普及啓発

アライグマについての基本的な知識、分布情報、防除方法、捕獲等の情報提供の願いについて記載したパンフレットなどを用い、広くアライグマに対する知識の普及啓発を行う。

また、地域住民を対象としたアライグマ問題の正しい知識普及と防除方法、特に捕獲などについて学ぶ講習会を県と連携して開催する。

なお、この講習会を受講した者のうち、希望者については防除従事者として防除活動に参加することとする。

10 合意形成等

防除にあたっては、防除を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者との調整、合意形成に努める。特に、防除を行う地域の土地所有者や施設管理者等に対しては、必要に応じて防除実施内容に係る通知を行う。

11 モニタリング

生息状況、被害状況及び捕獲状況を適切にモニタリングし、捕獲の進捗状況を点検するとともに、その結果を以後の防除の実施に反映させるよう努める。

モニタリングは住民からの情報提供、捕獲協力者からの分布や被害、捕獲情報を収集、集約することにより実施するものとし、収集した情報のうち、痕跡・目撃・被害情報については「アライグマ痕跡・目撃・被害情報」(様式5)に記録し、捕獲情報については「アライグマ捕獲記録票」(様式4)に記載する。

なお、モニタリング結果によって必要と判断された場合には、防除計画の見直しを行う。